

○児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則

平成27年3月31日
規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)の規定により市が定める額を定めるとともに、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により市長が徴収する額、法の規定により市長が定める額及び千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例(平成27年千葉市条例第25号。以下「条例」という。)に規定する使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(法の規定により市が定める額)

第2条 法第27条第3項第2号の規定により当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども 別表第1に掲げる額
 - (2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども及び同項第3号に掲げる小学校就学前子ども 別表第2に掲げる額
- 2 法第28条第2項第1号の規定により市が定める額は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども 別表第1に掲げる額
 - (2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども及び同項第3号に掲げる小学校就学前子ども 別表第2に掲げる額
- 3 法第28条第2項第2号及び第3号の規定により市が定める額は、別表第1に掲げる額とする。
- 4 法第29条第3項第2号並びに法第30条第2項第2号、第3号及び第4号の規定により市が定める額は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども 別表第1に掲げる額を限度として市長が別に定める額
 - (2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども及び同項第3号に掲げる小学校就学前子ども 別表第2に掲げる額を限度として市長が別に定める額
- 5 法第30条第2項第1号の規定により当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、別表第2に掲げる額を限度として市長が別に定める額とする。

(児童福祉法の規定により徴収する額)

第3条 児童福祉法第56条第2項の規定により市長が徴収する額(同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。以下同じ。)は、別表第2に掲げる額とする。

(平成29規則28・一部改正)

(法の規定により徴収する額)

第4条 法附則第6条第4項の規定により市長が定める額は、別表第2に掲げる額とする。

(本市が支給認定を行った子どもの保護者が本市に納付すべき額)

第5条 条例第4条第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども 別表第1に掲げる額
 - (2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども及び同項第3号に掲げる小学校就学前子ども 別表第2に掲げる額
- 2 条例第4条第1項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども 別表第1に掲げる額
 - (2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども及び同項第3号に掲げる小学校就学前子ども 別表第2に掲げる額
- 3 条例第4条第1項第3号の規則で定める額は、別表第1に掲げる額とする。

(保育料の決定通知等)

第6条 市長は、児童福祉法第56条第2項の規定により市長が徴収する額、法附則第6条第4項の規定により徴収する額並びに条例第4条第1項に規定する本市が支給認定を行った子どもの保護者が本市に納付すべき額及び同条第2項に規定する他の市町村が支給認定を行った子どもの保護者が本市に納付すべき額(第3項及び次条第1項において「保育料」という。)を決定したときは、速やかにその旨を通知書により、保護者に通知するものとする。

2 市長は、条例第5条に規定する使用料の額、条例第6条に規定する使用料の額及び条例第7条に規定する使用料の額(第4項及び次条第1項において「使用料」という。)を決定したときは、速やかにその旨を通知書により、保護者に通知するものとする。

- 3 市長は、[第1項](#)の規定により通知した保育料の変更の決定をしたときは、速やかにその旨を通知書により、保護者に通知するものとする。
- 4 市長は、[第2項](#)の規定により通知した使用料の変更の決定をしたときは、速やかにその旨を通知書により、保護者に通知するものとする。

(平成29規則28・一部改正)

(徴収手続)

- 第7条 市長は、保護者から、[前条](#)の規定により決定した保育料及び使用料(以下これらを「保育料等」という。)を納入通知書兼領収書により徴収するものとする。
- 2 保育料等の納付期限は、当該月分につきその月の末日(12月にあつては、翌年の1月4日)とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。
 - 3 [前項](#)の規定による納付期限が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその納付期限とみなす。

(減免手続)

- 第8条 市長は、保護者が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、保育料等([条例第4条第2項](#)に規定する他の市町村が支給認定を行った子どもの保護者が本市に納付すべき額を除く。以下[この条](#)において同じ。)を減額し、又は免除することができる。
- (1) 失業、疾病等により著しく所得が減少したとき。
 - (2) 天災その他不慮の災害等に被災したとき。
 - (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。
 - 2 [前項](#)の規定による保育料等の減額又は免除を受けようとする者は、保育料等減免申請書([様式第1号](#))に、その理由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、[前項](#)の規定による申請を審査し、保育料等の減額又は免除に係る決定をしたときは、その旨を通知書により、申請者に通知するものとする。

(保育料等徴収職員)

- 第9条 市長は、保育料等の滞納処分に関する事務を、保育料等の賦課徴収に関する事務に従事する職員のうち、指定する者([次項](#)において「保育料等徴収職員」という。)に委任する。
- 2 保育料等徴収職員は、保育料等の滞納処分のための調査、質問若しくは検査又は財産の差押えを行うときは、その身分を示す保育料等徴収職員証([様式第2号](#))を携帯し、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(千葉県保育所及び千葉県認定こども園における時間外保育に係る時間)

- 第10条 [条例第5条第1号](#)及び[第2号](#)の規則で定める1時間の区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前7時から午後8時まで
- (2) 午前8時から午前9時まで
- (3) 午後5時から午後6時まで
- (4) 午後6時から午後7時まで
- (5) 午後7時から午後8時まで

(千葉県保育所及び千葉県認定こども園における一時預かり事業に係る時間)

- 第11条 [条例第7条の表](#)備考第2項の規則で定める時間帯は、[次の各号](#)に掲げるとおりとする。

- (1) 午前8時から午後0時30分まで
- (2) 午後0時30分から午後5時まで

- 2 [条例第7条の表](#)備考第3項の規則で定める時間帯は、午前8時から午後5時までとする。

(委任)

- 第12条 [この規則](#)の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

- 1 [この規則](#)は、平成27年4月1日から施行する。

(保育料に係る経過措置)

- 2 [第2条第1項第1号](#)に掲げる子どものうち、[この規則](#)の施行の際現に在籍している幼稚園([この規則](#)の施行の日以後幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。[次項](#)において同じ。))になった場合を含む。)において特定教育・保育又は特別利用保育を受ける子どもその他市長が別に定める子どもについては、[同号](#)の規定にかかわらず、[附則別表第1](#)の額を適用する。

- 3 [第2条第1項第2号](#)に掲げる子どものうち、[この規則](#)の施行の際現に利用している保育所([この規則](#)の施行の日以後幼保連携型認定こども園になった場合を含む。)において特定教育・保育を受ける子どもその他市長が別に定める子どもについては、[同号](#)の規定にかかわらず、[附則別表第2](#)の額を適用する。

(千葉県児童福祉措置費等の徴収に関する規則の一部改正)

- 4 [千葉県児童福祉措置費等の徴収に関する規則\(平成15年千葉県規則第25号\)](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則別表第1

(平成28規則43・平成29規則36・一部改正)

階層区分		基準額
A	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けているものが属する世帯	0円
B	A階層及びCからJまでの階層を除き市町村民税非課税世帯	0円
C	A及びB階層並びにDからJまでの階層を除き市町村民税所得割非課税世帯	920円
D	A階層を除き市町村民税所得割課税額6,000円未満の世帯	5,190円
E	A階層を除き市町村民税所得割課税額6,000円以上8,400円未満の世帯	8,780円
F	A階層を除き市町村民税所得割課税額8,400円以上13,500円未満の世帯	11,980円
G	A階層を除き市町村民税所得割課税額13,500円以上34,501円未満の世帯	11,980円
H	A階層を除き市町村民税所得割課税額34,501円以上171,601円未満の世帯	18,150円
I	A階層を除き市町村民税所得割課税額171,601円以上245,701円未満の世帯	23,330円
J	A階層を除き市町村民税所得割課税額245,701円以上の世帯	24,420円

備考

- 「市町村民税」とは、特定教育・保育等(法第27条第1項の規定による特定教育・保育、[第28条第1項第1号](#)の規定による特定教育・保育、[同項第2項](#)の規定による特別利用保育、[同項第3条](#)の規定による特別利用教育をいう。以下この表において同じ。)のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税をいう。
- 「市町村民税所得割課税額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(法第292条第1項第8号に規定する扶養親族のうち、年齢16歳未満の者を同法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族と、年齢16歳以上19歳未満の者を同号に規定する特定扶養親族とそれぞれみなして同法の規定を適用する。また、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、[附則第5条の4第6項](#)、[附則第5条の4の2第6項](#)、[附則第5条の5第2項](#)及び[附則第45条](#)による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)をいう。
- 市民税所得割課税額が零を下回る場合は、市長が別に定める基準により階層区分を決定する。
- 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項第4号に規定する養育里親等である支給認定保護者の属する世帯については、C階層に該当するものとみなす。
- 負担額算定基準子ども(令第14条本文に規定する負担額算定基準子どもをいう。)が同一の世帯に2人以上いる場合における特定教育・保育等を受けた子どもに係る保育料は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条第1号イに規定する最年長負担額算定基準小学校就学前子どもに該当する者であつて、同一の世帯に小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもがいない場合 この表における基準額
 - 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条第1号イからハまでに掲げる支給認定子どもに該当する場合 この表における基準額に100分の50を乗じて得た額を限度として、市長が別に定める額
 - 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条第2号イからハまでに掲げる支給認定子どもに該当する場合 零

- 6 特定被監護者等(令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が同一の世帯に2人以上いる場合における特定教育・保育等を受けた子どもに係る保育料は、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額(同条第2項に規定する負担額算定基準額をいう。以下同じ。)が77,101円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが次号及び第3号のいずれにも該当しない場合 この表における基準額
 - (2) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条の2第1項第1号イ又はロに掲げる支給認定子どもに該当する場合 この表における基準額に100分の50を乗じて得た額を限度として、市長が別に定める額
 - (3) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条の2第1項第2号イからハマまでに掲げる支給認定子どもに該当する場合 零
- 7 保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。)に該当する場合における当該特定教育・保育等を受けた子どもに係る保育料は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 当該特定教育・保育等を受けた子どもに係る階層区分がA階層、B階層又はC階層である場合 零
 - (2) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条の2第1項各号に掲げる支給認定子どもに該当する場合 零
 - (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 この表における基準額に100分の50を乗じて得た額を限度として、市長が別に定める額
- 8 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。)第58条各号に掲げる事由があった場合における当該月の保育料は、この表における基準額を、20日を基礎として日割りにした額とする。
- 9 市長が別に定める保育料算定のための必要書類が未提出の場合は、市町村民税所得割算額が最高額の区分に属するものと推定して、J階層に決定することができる。

附則別表第2

(平成28規則43・平成29規則36・一部改正)

階層区分		基準額			
		保育標準時間認定		保育短時間認定	
		3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児
		第一子	第一子	第一子	第一子
A	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けているものが属する世帯	0円	0円	0円	0円
B	A階層、C2階層及びD1からD13までの階層を除き市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1からD13までの階層を除き市民税所得割非課税世帯	3,320円	4,110円	3,260円	4,040円
C2	A階層を除き市民税所得割課税額6,000円未満の世帯	5,280円	6,170円	5,190円	6,070円
D1	A階層を除き市民税所得割課税額6,000円以上8,400円未満の世帯	8,930円	11,180円	8,780円	10,990円
D2	A階層を除き市民税所得割課税額8,400円以上13,500円未満の世帯	12,570円	14,960円	12,360円	14,710円
D3	A階層を除き市民税所得割課税額13,500円以上30,900円未満の世帯	17,600円	18,840円	17,300円	18,520円

D4	A階層を除き市民税所得割課税額30,900円以上53,900円未満の世帯	19,310円	26,650円	18,980円	26,200円
D5	A階層を除き市民税所得割課税額53,900円以上72,200円未満の世帯	21,020円	33,450円	20,660円	32,880円
D6	A階層を除き市民税所得割課税額72,200円以上92,200円未満の世帯	22,730円	40,760円	22,340円	40,070円
D7	A階層を除き市民税所得割課税額92,200円以上129,200円未満の世帯	24,680円	44,000円	24,260円	43,250円
D8	A階層を除き市民税所得割課税額129,200円以上163,900円未満の世帯	26,410円	51,690円	25,960円	50,810円
D9	A階層を除き市民税所得割課税額163,900円以上261,100円未満の世帯	28,140円	54,330円	27,660円	53,410円
D10	A階層を除き市民税所得割課税額261,100円以上357,400円未満の世帯	31,030円	57,460円	30,500円	56,480円
D11	A階層を除き市民税所得割課税額357,400円以上440,400円未満の世帯	32,600円	60,600円	32,050円	59,570円
D12	A階層を除き市民税所得割課税額440,400円以上632,200円未満の世帯	34,180円	65,750円	33,600円	64,630円
D13	A階層を除き市民税所得割課税額632,200円以上の世帯	35,770円	70,900円	35,160円	69,690円

備考

- 1 「市町村民税」とは、特定教育・保育等(法第27条第1項の規定による特定教育・保育及び[第28条第1項第1号](#)の規定による特定教育・保育、児童福祉法第24条第5項及び第6項の規定により行う保育(保育を委託することを含む。))をいう。以下この表において同じ。)のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税をいう。
- 2 「市町村民税所得割課税額」とは、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(市長が別に定めるところにより、同法第292条第1項第8号に規定する扶養親族のうち、年齢16歳未満の者を同法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族と、年齢16歳以上19歳未満の者を同号に規定する特定扶養親族とそれぞれみなして同法の規定を適用する。また、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、[附則第5条の4第6項](#)、[附則第5条の4の2第6項](#)、[附則第5条の5第2項](#)及び[附則第45条](#)による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)をいう。
- 3 「保育標準時間」とは、法第19条第1項第2号又は第3号に係る認定のうち、次項の認定以外の認定をいう。
- 4 「保育短時間」とは、令第4条第2項第1号に規定する短時間認定保護者に係る認定をいう。
- 5 「3歳以上児」とは、令第4条第2項の満3歳以上保育認定子どもをいう。
- 6 「3歳未満児」とは、令第4条第3項の特定満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもをいう。
- 7 市民税所得割課税額が零を下回る場合は、市長が別に定める基準により階層区分を決定する。
- 8 令第4条第2項第8号に規定する里親である支給認定保護者の属する世帯については、A階層に該当するものとみなす。
- 9 令第14条第1号ロに規定する負担額算定基準小学校就学前子どもが同一の世帯に2人以上いる場合における特定教育・保育等を受けた子どもに係る保育料は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条第1号イに規定する最年長負担額算定基準小学校就学前子どもに該当する場合 この表における基準額
 - (2) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条第1号ロ又はハに掲げる支給認定子どもに該当する場合 この表における基準額に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
 - (3) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条第2号ハに掲げる支給認定子どもに該当する場合 零

- 10 特定被監護者等が同一の世帯に2人以上いる場合における当該特定教育・保育等を受けた子どもに係る保育料は、負担額算定基準額が57,700円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条の2第1項第1号イ又はロに掲げる支給認定子どもに該当する場合 この表における基準額に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
- (2) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条の2第1項第2号イからハまでに掲げる支給認定子どもに該当する場合 零
- 11 前項に規定する場合に該当せず、かつ、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該特定教育・保育等を受けた子どもに係る保育料は、負担額算定基準額が77,101円未満であるときは、[第9項](#)の規定にかかわらず、この表における基準額に100分の50を乗じて得た額を限度として市長が別に定める額とする。
- 12 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する[第10項](#)の規定の適用については、[同項](#)中「57,700円未満」とあるのは「77,101円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。
- 13 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他施行規則第58条各号に掲げる事由のあった子どもに係る当該月の保育料は、この表における基準額を、25日を基礎として日割りにした額とする。
- 14 市長が別に定める保育料算定のための必要書類が未提出の場合は、市町村民税所得割合算額が最高額の区分に属するものと推定して、D13階層に決定することができる。

附 則(平成28年4月15日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月31日規則第28号)抄

- 1 この規則は平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第36号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

(平成28規則43・平成29規則36・一部改正)

階層区分		基準額
A	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けているものが属する世帯	0円
B	A階層及びCからJまでの階層を除き市町村民税非課税世帯	0円
C	A及びB階層並びにDからJまでの階層を除き市町村民税所得割非課税世帯	920円
D	A階層を除き市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯	5,190円
E	A階層を除き市町村民税所得割課税額48,600円以上51,500円未満の世帯	8,780円
F	A階層を除き市町村民税所得割課税額51,500円以上56,600円未満の世帯	11,980円
G	A階層を除き市町村民税所得割課税額56,600円以上77,101円未満の世帯	11,980円
H	A階層を除き市町村民税所得割課税額77,101円以上211,201円未満の世帯	18,150円
I	A階層を除き市町村民税所得割課税額211,201円以上285,301円未満の世帯	23,330円

J	A階層を除き市町村民税所得割課税額285,301円以上の世帯	24,420円
---	--------------------------------	---------

備考

- 1 「市町村民税」とは、特定教育・保育等(法第27条第1項の規定による特定教育・保育、[第28条第1項第1号](#)の規定による特定教育・保育、[同項第2項](#)の規定による特別利用保育及び[同項第3条](#)の規定による特別利用教育をいう。以下この表において同じ。)のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税をいう。
- 2 「市町村民税所得割課税額」とは、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、[附則第5条の4第6項](#)、[附則第5条の4の2第6項](#)、[附則第5条の5第2項](#)及び[附則第45条](#)による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)をいう。
- 3 令第4条第1項第4号に規定する養育里親等である支給認定保護者の属する世帯については、C階層に該当するものとみなす。
- 4 負担額算定基準子ども(令第14条本文に規定する負担額算定基準子どもをいう。)が同一の世帯に2人以上いる場合における特定教育・保育等を受けた子どもに係る保育料は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条第1号イに規定する最年長負担額算定基準小学校就学前子どもに該当する者であって、同一の世帯に小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもがない場合 この表における基準額
 - (2) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条第1号イからハマまでに掲げる支給認定子どもに該当する場合 この表における基準額に100分の50を乗じて得た額を限度として、市長が別に定める額
 - (3) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条第2号イからハマまでに掲げる支給認定子どもに該当する場合 零
- 5 特定被監護者等が同一の世帯に2人以上いる場合における当該特定教育・保育等を受けた子どもに係る保育料は、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額が77,101円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが次号及び第3号のいずれにも該当しない場合 この表における基準額
 - (2) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条の2第1項第1号イ又はロに掲げる支給認定子どもに該当する場合 この表における基準額に100分の50を乗じて得た額を限度として、市長が別に定める額
 - (3) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条の2第1項第2号イからハマまでに掲げる支給認定子どもに該当する場合 零
- 6 保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該特定教育・保育等を受けた子どもに係る保育料は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 当該特定教育・保育等を受けた子どもに係る階層区分がA階層、B階層又はC階層である場合 零
 - (2) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条の2第1項各号に掲げる支給認定子どもに該当する場合 零
 - (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 この表における基準額に100分の50を乗じて得た額を限度として、市長が別に定める額
- 7 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他施行規則第58条各号に掲げる事由があった場合における当該月の保育料は、この表における基準額を、20日を基礎として日割りにした額とする。
- 8 市長が別に定める保育料算定のための必要書類が未提出の場合は、市町村民税所得割合算額が最高額の区分に属するものと推定して、J階層に決定することができる。

別表第2

(平成28規則43・平成29規則36・一部改正)

階層区分	基準額			
	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児

		第一子	第一子	第一子	第一子
A	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けているものが属する世帯	0円	0円	0円	0円
B	A階層、C2階層及びD1からD13までの階層を除き市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1からD13までの階層を除き市民税所得割非課税世帯	3,320円	4,110円	3,260円	4,040円
C2	A階層を除き市民税所得割課税額48,600円未満の世帯	5,280円	6,170円	5,190円	6,070円
D1	A階層を除き市民税所得割課税額48,600円以上51,500円未満の世帯	8,930円	11,180円	8,780円	10,990円
D2	A階層を除き市民税所得割課税額51,500円以上56,600円未満の世帯	12,570円	14,960円	12,360円	14,710円
D3	A階層を除き市民税所得割課税額56,600円以上74,000円未満の世帯	17,600円	18,840円	17,300円	18,520円
D4	A階層を除き市民税所得割課税額74,000円以上97,000円未満の世帯	19,310円	26,650円	18,980円	26,200円
D5	A階層を除き市民税所得割課税額97,000円以上112,000円未満の世帯	21,020円	33,450円	20,660円	32,880円
D6	A階層を除き市民税所得割課税額112,000円以上132,000円未満の世帯	22,730円	40,760円	22,340円	40,070円
D7	A階層を除き市民税所得割課税額132,000円以上169,000円未満の世帯	24,680円	44,000円	24,260円	43,250円
D8	A階層を除き市民税所得割課税額169,000円以上203,800円未満の世帯	26,410円	51,690円	25,960円	50,810円
D9	A階層を除き市民税所得割課税額203,800円以上301,000円未満の世帯	28,140円	54,330円	27,660円	53,410円
D10	A階層を除き市民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満の世帯	31,030円	57,460円	30,500円	56,480円
D11	A階層を除き市民税所得割課税額397,000円以上480,000円未満の世帯	32,600円	60,600円	32,050円	59,570円
D12	A階層を除き市民税所得割課税額480,000円以上671,800円未満の世帯	34,180円	65,750円	33,600円	64,630円
D13	A階層を除き市民税所得割課税額671,800円以上の世帯	35,770円	70,900円	35,160円	69,690円

備考

- 「市町村民税」とは、特定教育・保育等(法第27条第1項の規定による特定教育・保育及び[第28条第1項第1号](#)の規定による特定教育・保育、児童福祉法第24条第5項及び第6項の規定により行う保育(保育を委託することを含む。)をいう。以下この表において同じ。)のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税をいう。
- 「市町村民税所得割課税額」とは、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、[附則第5条の4第6項](#)、[附則第5条の4の2第6項](#)、[附則第5条の](#)

[5第2項](#)及び[附則第45条](#)による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)をいう。

- 3 「保育標準時間」とは、法第19条第1項第2号又は第3号に係る認定のうち、次項に掲げる認定以外の認定をいう。
- 4 「保育短時間」とは、令第4条第2項第1号に規定する短時間認定保護者に係る認定をいう。
- 5 「3歳以上児」とは、令第4条第2項の満3歳以上保育認定子どもをいう。
- 6 「3歳未満児」とは、令第4条第3項の特定満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもをいう。
- 7 令第4条第2項第8号に規定する里親である支給認定保護者の属する世帯については、A階層に該当するものとみなす。
- 8 令第14条第1号ロに規定する負担額算定基準小学校就学前子どもが同一の世帯に2人以上いる場合における特定教育・保育等を受けた子どもに係る保育料は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条第1号イに規定する最年長負担額算定基準小学校就学前子どもに該当する場合 この表における基準額
 - (2) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条第1号ロ又はハに掲げる支給認定子どもに該当する場合 この表における基準額に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
 - (3) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条第2号ハに掲げる支給認定子どもに該当する場合 零
- 9 特定被監護者等が同一の世帯に2人以上いる場合における当該特定教育・保育等を受けた子どもに係る保育料は、負担額算定基準額が 57,700円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条の2第1項第1号イ又はロに掲げる支給認定子どもに該当する場合 この表における基準額に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
 - (2) 当該特定教育・保育等を受けた子どもが令第14条の2第1項第2号イからハマまでに掲げる支給認定子どもに該当する場合 零
- 10 前項に規定する場合に該当せず、かつ、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該特定教育・保育等を受けた子どもに係る保育料は、負担額算定基準額が77,101円未満であるときは、[第8項](#)の規定にかかわらず、この表における基準額に100分の50を乗じて得た額を限度として市長が別に定める額とする。
- 11 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する[第9項](#)の規定の適用については、[同項](#)中「57,700円未満」とあるのは「77,101円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。
- 12 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他施行規則第58条各号に掲げる事由のあった子どもに係る当該月の保育料は、この表における基準額を、25日を基礎として日割りにした額とする。
- 13 市長が別に定める保育料算定のための必要書類が未提出の場合は、市町村民税所得割合算額が最高額の区分に属するものと推定して、D13階層に決定することができる。

様式第1号

様式第1号

年 月 日

保 育 料 等 減 免 申 請 書

(あて先) 千葉市長

申請者 住所
氏名 (※)

(※) 自署又は記名押印してください。

連絡先電話番号 ()

連絡先メールアドレス
@

次のとおり、保育料等の減額・免除を申請いたします。

利用児童名	(年 月 日生)
施設名	
申請理由	
申請期間	年 月分から 年 月分まで
※ 社会福祉主事の意見	

- (注) 1 申請理由を証する書類を添付してください。
2 ※欄は記入しないでください。

様式第2号

様式第2号

(表)

7.7センチメートル

第 号	保育料等徴収職員証		
写 真	契 印	所 属 氏 名	年 月 日
年 月 日	千 葉 市 長	印	

5.2
センチメートル

(裏)

7.7センチメートル

<p>1 本証は、保育料等の滞納処分のための調査、質問若しくは検査又は財産の差押を行う場合には、必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
--

5.2
センチメートル